

ユニット型 指定介護老人福祉施設 利用料金一覧表

令和3年8月1日現在

横濱かなざわ翔裕園

基本利用料（保険給付の負担分／1日あたり）

費目	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険サービス費 (ユニット型個室)	1割	699 円	772 円	850 円	924 円	996 円
	2割	1,398 円	1,544 円	1,700 円	1,848 円	1,992 円
	3割	2,097 円	2,316 円	2,550 円	2,772 円	2,988 円

加算利用料（保険給付の負担分）

費目	1割	2割	3割	加算単位	内容の説明
日常生活継続支援加算Ⅱ	50 円	99 円	148 円	1日につき	次の何れにも該当する場合に加算されます。 ①新規入所者のうち要介護4～5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又は入所者総数のうち痰吸引等のケアを必要とする入所者割合が15%以上②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること
看護体制加算Ⅰロ	5 円	9 円	13 円	1日につき	常勤の看護師1名以上配置している場合に加算されます
看護体制加算Ⅱロ	9 円	17 円	26 円	1日につき	看護職員を最低基準配置よりも1名以上、上回って配置し且つ医療機関との連携により24時間の連絡体制を確保していること
夜勤職員配置加算Ⅱロ	20 円	39 円	58 円	1日につき	夜勤を行う介護、看護職員が最低基準配置を1人以上、上回っている場合に加算されます
夜勤職員配置加算Ⅳロ	23 円	45 円	68 円	1日につき	上記要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に加算されます
生活機能向上連携加算Ⅰ	108 円	215 円	322 円	1月につき	リハビリテーションを実施している事業所又は医療施設の理学療法士等や医師からの助言を受ける事ができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成、個別機能訓練加算算定している場合に加算されます
生活機能向上連携加算Ⅱ	215 円	429 円	644 円	1月につき	リハビリテーションを実施している事業所又は医療施設の理学療法士等や医師からの助言を受ける事ができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等した場合に加算されます
個別機能訓練加算Ⅰ	13 円	26 円	39 円	1日につき	個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスの提供を行った場合に加算されます
個別機能訓練加算Ⅱ	22 円	43 円	65 円	1月につき	上記要件に加え、個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます
若年性認知症入所者受入加算	129 円	258 円	386 円	1日につき	若年性認知症を受入れ本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
常勤医師配置加算	27 円	54 円	81 円	1日につき	常勤の医師を配置した場合に加算されます
精神科医療養指導加算	6 円	11 円	16 円	1日につき	精神科医による診察を月2回以上受けられる体制を整備した場合に加算されます
障害者生活支援体制加算Ⅰ	28 円	56 円	84 円	1日につき	入所障害者数が15名以上に加え、入所者総数の30%以上の場合に加算されます
障害者生活支援体制加算Ⅱ	44 円	88 円	132 円	1日につき	入所障害者数が入所者総数の50%以上、かつ、障害者支援専門員を2名以上配置した場合に加算されます
外泊時費用	264 円	528 円	792 円	1日につき	病院又は診療所への入院を要した場合及び居室における外泊をした場合に加算されます
外泊時在宅サービス利用費用	601 円	1,201 円	1,801 円	1日につき	居室における外泊を認め、施設により提供される在宅サービスを利用した場合に算定されます
安全対策体制加算	22 円	43 円	65 円	入所時1回限度	事故の発生又は再発を防止する為、指針の整備や従業員に対する研修の定期的な実施をした場合に加算されます

	初期加算	33 円	65 円	97 円	1日につき	入所から30日間に限り加算されます
	再入所時栄養連携加算	215 円	429 円	644 円	入所者1人につき1回を限度として	入院し、施設入所時とは異なる栄養管理が必要となった場合であって、管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し、栄養管理について相談の上、栄養ケア計画を作成した場合には加算されます
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	494 円	987 円	1,480 円	入所中1回(又は2回)限度	退所前後に訪問相談を行った場合に加算されます
	退所後訪問相談援助加算	494 円	987 円	1,480 円	退所後1回限度	退所前後に訪問相談を行った場合に加算されます
	退所時相談援助加算	429 円	858 円	1,287 円	退所時1回限度	家族に対する退所後の療養上の相談援助を行った場合に加算されます
	退所前連携加算	536 円	1,072 円	1,608 円	1回限度	退所に先立って居宅介護支援事業者へ退所後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携して調整を行った場合に加算されます
	栄養マネジメント強化加算	12 円	24 円	36 円	1日につき	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上配置、低栄養状態のリスクが高い入所者に医師、管理栄養士等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、メニューラウンド週3回以上行い、栄養状態等踏まえた食事調整を実施した場合に加算されます
	経口移行加算	30 円	60 円	90 円	1日につき	経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に加算されます
	経口維持加算 I	429 円	858 円	1,287 円	1月につき	摂食機能障害を有する者に対し、食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成し、計画に従い栄養管理を行う場合に加算されます
	経口維持加算 II	108 円	215 円	322 円	1月につき	上記要件に加え、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます
	口腔衛生管理加算 I	97 円	193 円	290 円	1月につき	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施した場合に加算されます。
	口腔衛生管理加算 II	118 円	236 円	354 円	1月につき	上記要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって必要な情報を活用していた場合に加算されます
	療養食加算	7 円	13 円	20 円	1日につき3回限度	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算されます
	配置医師緊急時対応加算	697 円	1,394 円	2,091 円	早朝・夜間 1回につき	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合に加算されます
		1,394 円	2,788 円	4,181 円	深夜 1回につき	
	看取り介護加算 I	78 円	155 円	232 円	死亡日以前31日以上45日以下 1日につき	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、生活相談員、介護職員等が共同して、本人または家族等の同意を得ながら「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った看取り介護を行った場合に加算されます
		155 円	309 円	463 円	死亡日以前4日以上30日以下 1日につき	
		729 円	1,458 円	2,187 円	死亡日以前2日又は3日 1日につき	
		1,373 円	2,745 円	4,117 円	死亡日 1日につき	
	看取り介護加算 II	78 円	155 円	232 円	死亡日以前31日以上45日以下 1日につき	上記要件に加え、緊急時の情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法などについて、具体的な取り決めがなされている場合に加算されます
		155 円	309 円	463 円	死亡日以前4日以上30日以下 1日につき	
		837 円	1,673 円	2,509 円	死亡日以前2日又は3日 1日につき	
		1,694 円	3,388 円	5,082 円	死亡日 1日につき	
	在宅復帰支援機能加算	11 円	22 円	33 円	1日につき	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ一定割合以上の在宅復帰を実現している施設について加算されます
	在宅・入所相互利用加算	43 円	86 円	129 円	1日につき	在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び3カ月を限度とした入所期間を定めて、介護老人福祉施設の居室を計画的に利用する場合に加算されます

認知症専門ケア加算Ⅰ	4 円	7 円	10 円	1日につき	利用者総数のうち、認知症の者の占める割合が2分の1以上。認知症介護実践リーダー研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合においては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合においては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数に上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合に加算されます
認知症専門ケア加算Ⅱ	5 円	9 円	13 円	1日につき	上記要件に加え、認知症介護指導者研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施している場合に加算されます
認知症行動・心理症状緊急対応加算	215 円	429 円	644 円	1日につき	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入居することが適当であると判断した者に対し、入居サービスを行った場合に加算されます
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4 円	7 円	10 円	1月につき	施設入所時等に評価するとともに少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出、褥瘡管理の実施にあたり情報を活用。医師を含めた多職種で共同して、褥瘡ケア計画を作成、見直しをしていた場合に加算されます
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14 円	28 円	42 円	1月につき	上記要件に加え、施設入所時等の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡発症のない事とした場合に加算されます
自立支援促進加算	322 円	644 円	965 円	1月につき	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うと共に評価見直しを行い、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定しケアを実施した場合に加算されます
排せつ支援加算Ⅰ	11 円	22 円	33 円	1月につき	医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価し、その結果を厚生労働省に提出し、情報等を活用。多職種で連携し計画作成、支援を継続した場合に加算されます
排せつ支援加算Ⅱ	16 円	32 円	48 円	1月につき	上記要件に加え、適切な対応を行う事により、要介護状態の軽減が見込まれる者について改善等している場合に加算されます
排せつ支援加算Ⅲ	22 円	43 円	65 円	1月につき	上記要件に加え、適切な対応を行う事により、要介護状態の軽減が見込まれる者についてさらに改善等している場合に加算されます
ADL維持等加算Ⅰ	4 円	7 円	10 円	1月につき	利用者の総数が10人以上であり、ADL値を測定し厚生労働省に提出、ADL利得が平均して得た値が基準を上回っていた場合に加算されます
ADL維持等加算Ⅱ	7 円	13 円	20 円	1月につき	上記要件に加え、評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が基準を上回っていた場合に加算されます
科学的介護推進体制加算Ⅰ	43 円	86 円	129 円	1月につき	入所者ごとのADL値、栄養状態等の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出、必要に応じてサービス計画を見直すなど情報活用していた場合に加算されます
科学的介護推進体制加算Ⅱ	65 円	129 円	193 円	1月につき	上記要件に加え、基本的な情報として疾病の状況等を厚生労働省へ提出、必要に応じてサービス計画を見直すなど情報活用した場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅰ	24 円	47 円	71 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士80%以上又は勤続10年以上介護福祉士35%以上に該当した場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20 円	39 円	58 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士60%以上に該当した場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7 円	13 円	20 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士50%以上又は常勤職員75%以上又はサービスを直接提供する職員のうち勤続7年以上30%以上に該当した場合に加算されます
介護職員処遇改善加算 (※)	I 所定単位×83/1,000 II 所定単位×60/1,000 III 所定単位×33/1,000			1月につき	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき、適切な措置を講じ、実施した場合に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算 (※)	I 所定単位×27/1,000 II 所定単位×23/1,000			1月につき	処遇改善加算を算定し、更なる賃金改善及び資質向上のための計画を策定、公表した場合に加算されます。 I サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定 II 上記以外の区分を算定

上記の金額につきましては、実際の精算時において端数処理により金額の違いが生じますのでご了承ください。(消費税は非課税)

(※) 個別の介護度及び加算の請求項目によって金額が異なります。

自己負担利用料

(保険給付外の負担分)

区 分		費用の内容	日 額 (※負担限度額)	
居住費	ユニット型個室	室料及び光熱水費相当 (基準費用額:2,006円)	1段階 ※	820 円
			2段階 ※	820 円
			3段階① ※	1,310 円
			3段階② ※	1,310 円
			4段階	2,006 円
食 費		食材費及び調理に係る費用相当 (基準費用額:1,445円)	1段階 ※	300 円
			2段階 ※	390 円
			3段階① ※	650 円
			3段階② ※	1,360 円
			4段階	1,445 円

費 目	金 額	内 容 の 説 明
嗜好品代	実費	入居者の希望による、嗜好品を提供した場合
教養娯楽費	実費	希望によって参加されるクラブ活動や行事の材料費等
理美容代	2,500円/回 (カット)	理美容をご利用時 パーマ 5,000円、毛染め 5,000円 シャンプー、ブロー、顔そり 各500円
その他の費用	実費	・希望によって参加する観劇、小旅行、講習等の費用